

1. 介護保険制度の意見交換会について

8月28日(木)(ハーネル仙台)で開催した「H26年度意見交換会(Ⅰ)」(介護サービス4団体&市議会・県議会の介護保険制度研究会の会員)の概要報告です。

①4団体出席者(介護ネット・市老施協・包括協・GH協の12名の役員が参加)

②介護保険制度研究会出席者

○仙台市議会⇒鈴木(男)市議(代表)、安孫子市議、橋本市議、嶋中市議
佐々木(真)市議、跡部市議(事務局長)

○宮城県議会⇒菅間県議(代表)、岸田県議、庄司県議

③仙台市・宮城県へのH25年度介護ネット関連要望⇒成果

○仙台市

◇4団体要望受け、本年4月に**定期巡回随時対応型訪問看護事業者を公募**(補助金約1,000万円/事業者)⇒5事業者採択

◆民間事業者の整備意欲旺盛な**特定施設の整備枠拡充**⇒今計画期間での増枠不可
⇒次期計画期間での増枠要望(H26年度の要望事項に)

○宮城県 ◇人材確保支援 地域包括ケア推進委員会に「**人材確保専門委員会**」を設置

④仙台市介護保険審議会の動向・対応

○4団体推薦委員 市老施協(折腹副会長・鈴木経営委員長)・介護ネット(田口事務局長)

○第6期介護保険事業計画の策定スケジュール(10月以降)

各論(10月15日・10月29日)⇒中間案取り纏め(11月)⇒最終案取り纏め(1月)

○4団体の対応方針⇒第6期介護保険事業計画への要望行動を10月中に実施(予定)

◇仙台市マターの課題

- ◆生活支援サービスに移行する予防給付(訪問介護・通所介護)の事業スキーム等
 - ・移行時期(H28年又H29年度)
 - ・現行の訪問・通所介護相当と多様なサービス(基準緩和のサービスA型等)との切り分けの運用指針、報酬水準
 - ・予防マネジメントを担う地域包括支援センターの体制強化・マネジメント報酬
- ◆地域の支えあい体制推進する「**生活支援コーディネーター**」の機能・養成・配置先

2. 介護保険制度改革に係る直近情勢(Ⅰ)

引き続き新たな情報・分析結果を会員の皆様に提供していきます。

(1) 介護給付費分科会の今後のスケジュール

◇今後(秋頃～12月)の議論⇒在宅サービス、施設・居住系サービス(各論)

◇12月中旬⇒報酬・基準の基本的考え方の整理(※平成27年度予算編成)

◇H27年1月⇒**介護報酬改定案の諮問・答申**

◇H27年4月⇒**新制度施行・介護報酬改定(※消費税率引上あれば併せて対応)**

(2) 制度改革の動向

①全般的な介護報酬改定見通し

●ネガティブな予測の根拠

◆麻生財務大臣の経済財政諮問会議後の記者会見での発言

「持続可能な社会保障制度を考える際、毎年1兆円の費用の伸びは放置できない。」

◆消費税率のアップにより消費者負担増⇒サービス事業者も痛みを分かち合うべき

- ◆4月の診療報酬改定率⇒実質▲1.26% (←医師会・看護協会の政治力でも▲改定)
- ポジティブな予測の根拠
 - ◇介護事業就業者増加が国の重要課題⇒プラス改定により人材確保
 - ◇消費税10%への引上(15年10月)を見据えた報酬の引上
- 厚労省の姿勢
 - ◇介護給付費抑制と介護就業者増加の相反するベクトル考慮⇒全体的には抑制基調も厚労省の施策の方向性と合致する取組みを行う事業所は加算で評価
 - ⇒定期巡回随時対応型訪問介護看護利用者の区分限度額引き上げ検討
 - ◆診療報酬改定と同様に不適切行為(囲込み・過剰サービス)への報酬減額姿勢
 - ◆サ高住等併設の介護事業者による顧客囲込みの指導徹底を自治体に指示
 - ⇒訪問・通所介護での同一建物居住者2人以上へのサービスの減算措置検討
- ②個別サービスの見直し
 - 特養 ◇報酬:意図的な内部留保キャンペーン⇒報酬減の可能性大きい?
 - ◇整備コスト(家賃)縮減⇒個室・ユニット方針転換⇒居室環境改善で多床室容認
 - 通所介護
 - ◇通常規模型:減額基調も認知症・重度者の受入れ、専門職による機能訓練評価
 - ◇小規模型:17%の上乗せ率(通常規模型との比較)の削減幅が焦点(5%~10%)?
- ③処遇改善加算 報酬本体ではなく加算措置での継続が有力⇒対象職種拡充は不透明?
- ④市町村の生活支援サービスに移行する予防給付(訪問介護・通所介護)
 - ◇市町村への移管前提に大幅引下か(10%程度?)⇒移行後に再引下げの可能性大
 - ◇新規利用者:地域包括のマネジメントの適正化⇒基準緩和のサービスA型に誘導
- ⑤小規模型デイの見直し(内容・報酬⇒給付費分科会で検討中)
 - ◇改正趣旨:地域連携・透明性確保/経営の安定性確保/サービスの質向上
 - ◇移行の選択肢
 - ◆大規模型・通常規模型のサテライト型事業所(県指定)
 - ◆小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所(市町村指定)
 - ◆地域密着型通所介護(市町村指定)(大方の移行先)
 - ◇報酬減額 地域密着型よりサテライト型の削減幅大きくなる見込み?
 - ◇定義の変更 実績基準300人以下/月⇒定員(届出)基準18人以下
 - ◇移行時期 16年4月⇒条例化には1年間の経過措置(17年4月)
 - ◇新規の事業所指定 地域密着型は公募前提⇒実質的な新設抑制
- ⑥お泊りデイサービス(ガイドラインによる規制を予測)
 - ◇改正趣旨⇒宿泊環境の改善等、利用者保護
 - ◇省令等の見直しによる検討項目
 - ◆宿泊情報等基本的事項の指定権者への届出義務⇒都道府県の公表(15年10月)
 - ◆事故の市町村への報告(15年4月)
 - ◇宿泊サービスの設備要件等に係るガイドラインの検討(介護給付費分科会)
 - ◆人員関係(従業員の員数、責任者等) ◆設備関係(利用定員、1人当たり床面積等)
 - ◆運営関係(利用者への説明・同意、事故発生等緊急時の対応)
 - ※他の都道府県・指定市は厳しいガイドラインを先行運用⇒宮城・仙台の対応を注視!!

◇介護ネット事務局{アースサポート仙台内}

植野・高橋 TEL022-215-2391/FAX 022-215-2392